

1 いじめ防止対策推進法

スクールサイン

ひとりで悩む仲間を
ひとりでも助けるために

使い方を確認する

入力の前に個人情報の取り扱いについて確認し、同意のチェックを入れてください

[個人情報の取り扱いについて](#)

個人情報の取り扱いについて同意します

学校に伝える

あなたの相談を待っています！

じかん こども エスオーエス

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
0120-0-78310
(通話料金無料)

いじめ相談(メール) no-ijime@pref.oita.lg.jp

24時間電話・電子メールで受付
匿名で(名前を言わずに)相談できます。
保護者の方も相談できます。

ひとりで悩まずに、まずは相談しよう！

- 学校での友人関係のこと
- 勉強のこと、進路のこと
- 家族のこと、先生のこと
- その他様々な不安や悩み、心配なこと

大分県教育委員会(学校安全・安心支援課)



(1) いじめ防止対策推進法の目的

ポイント

児童生徒個人の尊厳を保持する

第1条(目的)

いじめ防止対策推進法

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(以下略)

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校のいじめ基本方針や「何のためにいじめ防止や早期対応に取り組むのか」といったことを校内研修等で共通理解を図ることが必要

➡ 子どもを守り「豊かな人間性を育む」学校へ

チェック

学校のいじめ防止に向けて、教職員で毎年確認すべき点

- 学校いじめ基本方針の再点検と確認
- 教育課程に位置付けた計画的な未然防止
- 速やかに情報共有され、対応できる体制づくり



(2) いじめの定義

ポイント

児童生徒の感じる被害性に着目する



いじめ防止対策推進法

第2条(定義)

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

チェック

いじめの定義について、全教職員の正確な共通理解が不可欠

- 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、児童生徒の立場に立つことが必要。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないよう努めること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

平成29年3月基本方針の改定

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

(3) 学校いじめ対策委員会について

ポイント

いじめの情報共有は、個々の先生方の責任追及ではなく、気づきを共有し、早期対応につなげることが目的です

第13条(学校いじめ防止基本方針)

いじめ防止対策推進法

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、**当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。**

必置

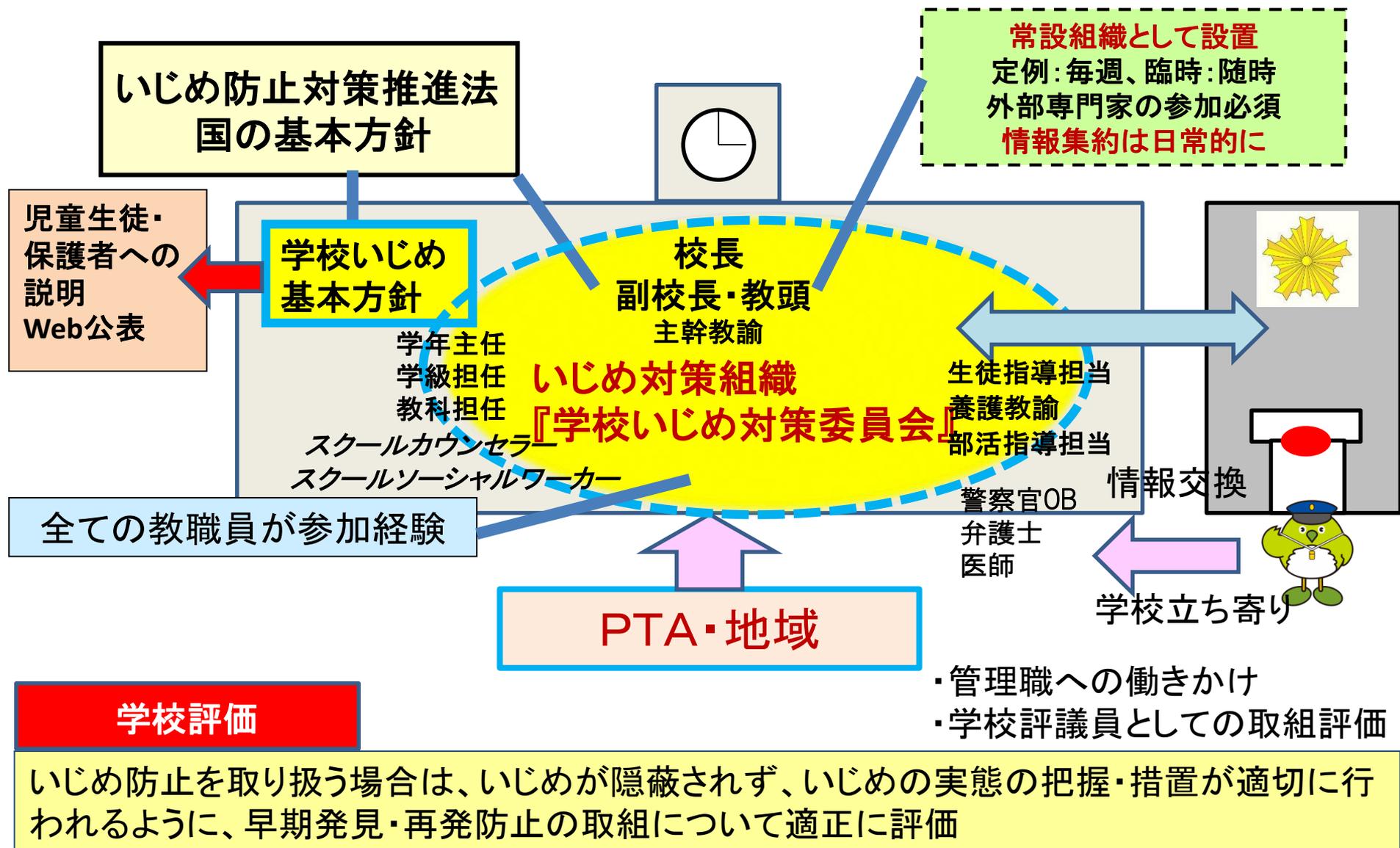
第22条(学校におけるいじめの防止等のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、**当該学校の複数の教職員**、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の**対策のための組織**を置くものとする。

チェック

- 学校いじめ対策委員会の構成メンバー
- 学校いじめ防止基本方針の内容

『学校いじめ対策委員会』 組織的に対応する学校のイメージ



(4) 社会通念上のいじめと法的ないじめを区別する

ポイント 法的ないじめの解釈では、意図せずに行った行為でもいじめに該当する場合がある

法的ないじめに該当する場合がある

行為の故意性・意図性		実際の言動	対応
①	好意で行った言動	発言が苦手な生徒に、「〇〇さんも意見を言いなよ！」と強く促した。	親切さを十分に認めた上で、発言が苦手な生徒の気持ちについて、一緒に考える。
②	意図せずに行った言動	体育大会でリレーでバトンを落とした生徒に「何やってんだ！」と怒鳴った。	何気ない言葉が相手を傷つけることもあることを丁寧に諭す。
③	衝動的に行った言動	うっかりぶつかった生徒に「死ねよ！」と言い、にらんだ。	絶対に使ってはいけない言葉について指導する。
④	故意で行った言動	運動の苦手な生徒に、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問い詰めた。	発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。
③	衝動的に行った言動	うっかりぶつかった生徒に対して、その場で殴りかかった。	暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、カッとなったときの対処方法を身につけさせる。
④	故意で行った言動	部活動の試合でプレーミスをし、負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うように強要した。	(警察や児童相談所等と連携して) 厳しい指導を行い、直ちに行為をやめさせる。

犯罪行為に該当

(参考)東京都教育委員会「いじめ総合対策」(実践プログラム編)資料

(5) 積極的な認知の必要性

ポイント

アンケートで実態把握、面談でパイプづくり

なぜ、積極的な認知が必要か？

- ・「気づき」や「認知」がなければ対応のスタートラインに立てない。
- ・早期発見し、事態が進行し悪化しないうちに早期解決を図ることが重要。
- ・軽微と捉えがちな行為が積み重なって、重大事態に発展することが多い。
(「冷やかしからかい等」から重大事態となったもの・・・78%) ※総務省調査

ほとんどの児童生徒は、いじめの被害経験はもちろんのこと、
同じように加害経験を持っている。



チェック ✓

無記名アンケートや個人面談を「発見」や「防止」につなげる

- 深刻ないじめは、被害者がその事実を他人には言えない方法や内容で行われる。
「記名式アンケート」では、そうした答えにくい事実を把握できない。
- 学校独自の簡単なアンケートを定期的に実施することが大事。
- 全員への担任やスクールカウンセラー等との個人面談は、アンケートに比べ安心感を与える。

2 いじめの組織的な対応



※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf21.pdf> から、直接にダウンロードできます。

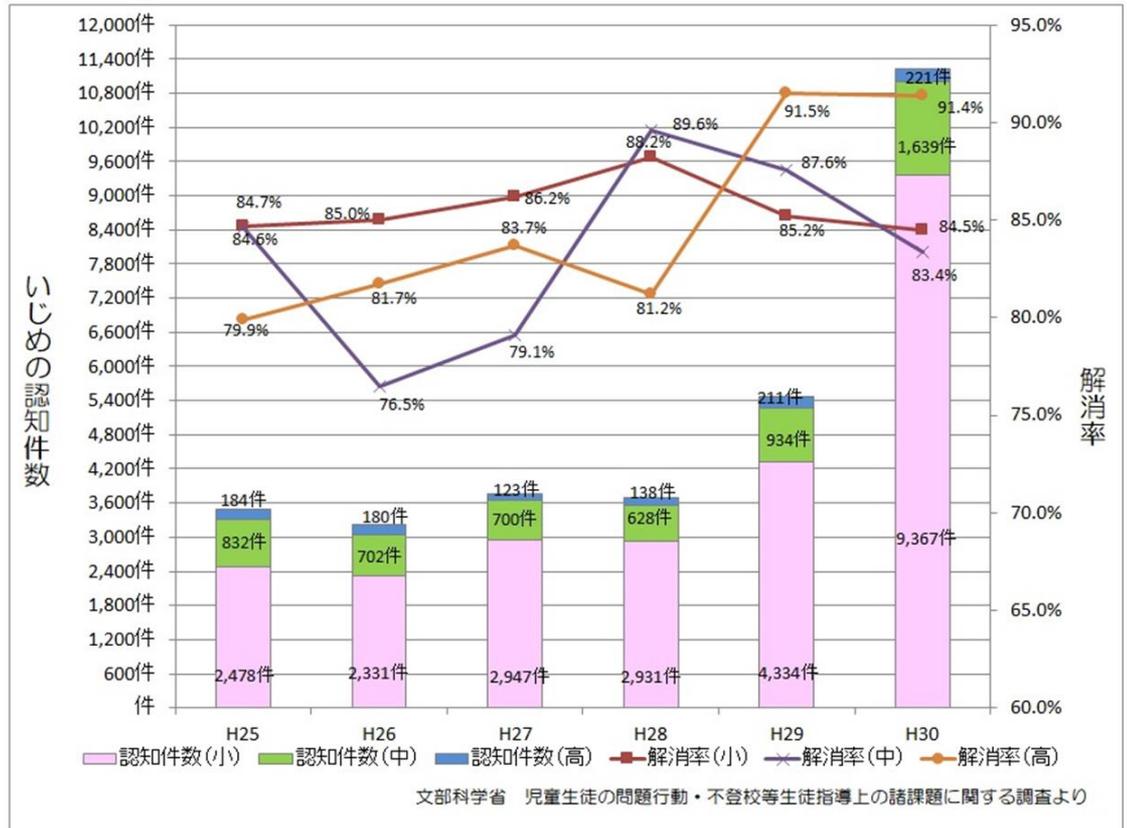
生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

いじめに関する
「認識の共有」と
「行動の一元化」

Leaf.21

大分県いじめの認知件数・解消率の推移（国公立小・中・高等学校）

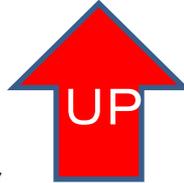


(1) いじめの認知件数

ポイント

速やかに学校いじめ対策組織に対し当該情報を報告し、組織的対応

平成30年度の認知件数(大分県全学校)・・・ 11,356件(29年度5,493件)
児童生徒1000人当たり(大分県全学校)・・・ **92.4**件(全国40.9件)



増加は、各学校がいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組を進めている成果

国研の児童生徒調査に見るいじめの傾向

「仲間はずれ、無視、陰口などの暴力を伴わないいじめ」
された経験がある・・・**9割** / **した**経験がある・・・**9割**

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査2013-2015



いじめは「どの学校にもどの子どもにも起こりうる」

いじめの「認知件数」が少ない場合、いじめを見逃していたり、見過ごしているのではないかと考えるべき。

チェック

- 「いじめ」という行為はそもそも**大人の目には見えにくく**、完全に発見することは不可能。つまり、教員が認知できた件数は、あくまでも**真の発生件数の一部にすぎない**。

(2) いじめに対する措置

ポイント

いじめの訴えが児童生徒や保護者からあった場合は、教職員が抱え込むことなく組織的な対応を行う。

第23条(いじめに対する措置)

いじめ防止対策推進法

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する**学校への通報その他の適切な措置をとる**ものとする。

相談を受けた特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないと、規定の違反になる。

いじめの情報共有は、法律に基づく義務であり、公立学校の教職員が怠ることは地方公務員法上の懲戒処分になり得る。

チェック

- **先生個人が、事案を抱え込んだり、経験則で対応不要と個人で判断せず、学校いじめ対策委員会に通告すること。**
- 事実関係を把握し、**いじめであるか否かの判断や対応については、学校いじめ対策委員会で行うこと。**
- あなたが、いじめを発見、又は児童生徒から相談を受けた場合の報告先
(例) ●●先生



(3) いじめ・問題行動等発生時の対応

ポイント

関係生徒からの事実の確認(5W1H)をし、組織的な対応をする

報告の流れ

- ① 認知した教員
- ② 生徒指導主任
- ③ 主幹教諭
- ④ 副校長・教頭
- ⑤ 校長

いじめ・問題行動の発生

関係生徒からの事実の確認

事実の概要が判明次第、以下を参考に審議する委員会を判断する

※ 原則、事実確認の役割分担は、生徒指導主任が行う。
主幹教諭は、生徒指導主任を指導助言する。

※ 左記の報告経路を優先し、クラス担任等の必要と認める教職員には順次連絡を行うこと。

- 校則違反事案
- 法令違反事案
- その他指導事案 など

- ☐ 生徒間のトラブル
- ☐ 無視をされた
- ☐ からかわれた
- ☐ いじめの疑い など

生徒指導委員会

- 生徒指導措置の審議
- 該当生徒への指導方針の立案
- 「いじめ」の疑いが認められた時には、(注1)いじめ対策委員会への移行もある。

いじめ対策委員会

- ☐ いじめか否かの判断
- ☐ 情報収集(アンケート等)
- ☐ 被害生徒・保護者への支援計画の立案
- ☐ 加害生徒への指導計画の立案
- ☐ 加害保護者への助言

(注1)

チェック

- ☐ 「いじめ」が認められた時に、一律に指導措置の内容を決定するのではなく、それぞれの事案に応じた指導措置を検討するものとする。
- ☐ 委員会が開かれた際には確実に**議事録を作成し、対応の流れを記録する。**

いじめの発見



1 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策委員会」に情報(アンケート結果を含む)を集約

2 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む
- ※管理職のリーダーシップ

3-A 児童生徒への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

3-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連絡方法について話し合う、

チェック

- 学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」で迅速かつ的確に対応する。**
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力する。
- 的確に、いじめの疑いに関する情報を共有すること。

(4) いじめの重大事態とは

第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「**重大事態**」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある**と認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認めるとき。

いじめ防止対策推進法

チェック

□ 重大事態の例として

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②心身に重大な被害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ⑤いじめが原因で長期欠席を余儀なくされた場合 等

□ 不登校重大事態の定義は、**欠席日数が年間30日**であることを目安としている。**欠席が30日を超えているにも拘わらず、いじめの認知にいたっていない場合や重大事態と捉えていない場合がある。**

(5) いじめの解消について

ポイント いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。



加害生徒を反省させ、謝罪させたからといって、すぐに解消となるわけではない！

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える**行為が止んでいる状態が相当の期間継続**していること。この相当の期間とは、**少なくとも3か月を目安**とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により**心身の苦痛を感じていないと認められる**こと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。
- ・いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。

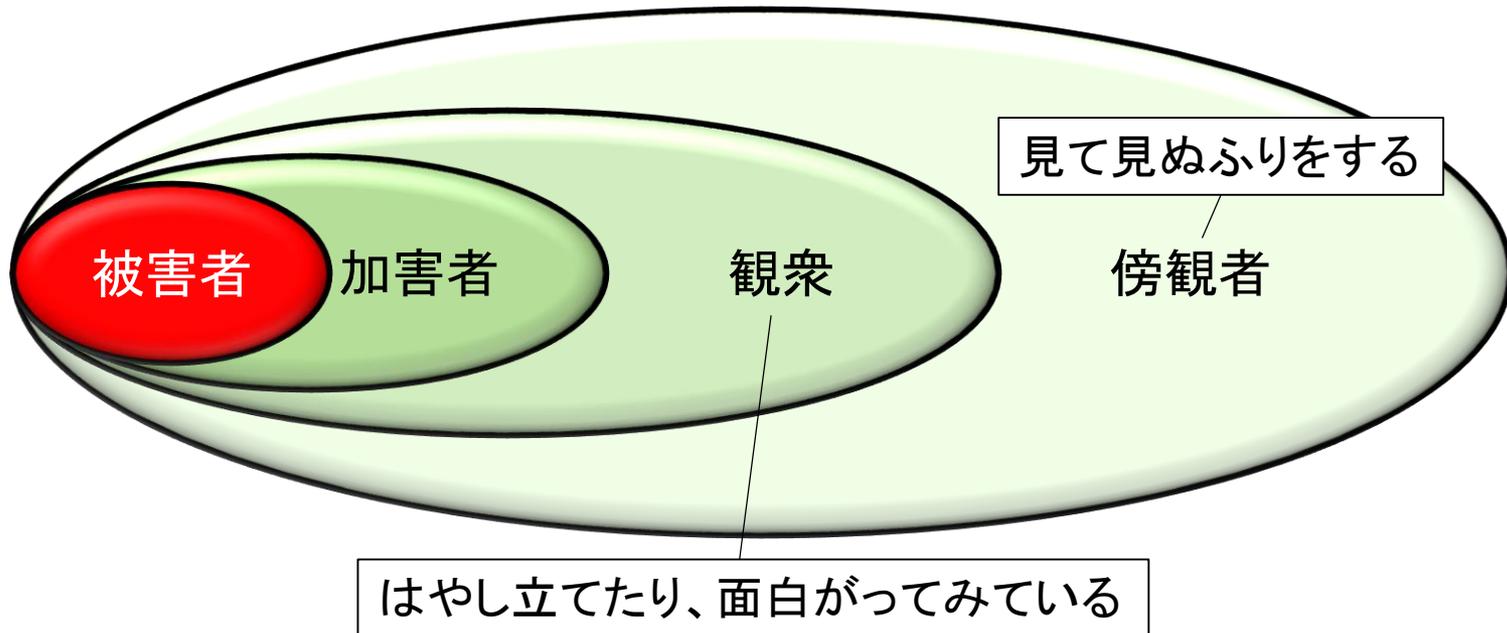
文部科学省「生徒指導担当者連絡会」2019年度行政説明資料



- 疑わしいもの(「あれっ」とか「おかしいな」と思われるもの)全てを 法律で設置義務とされている各学校の対策「組織」へ通知・報告
- 「何がいじめにあたるのか」は、「いじめ防止対策推進法」の定義にしたがって判断すること
➡ 定義の意味を周知・徹底し、個々人が 自分なりの限定した解釈をしない
- 学校や家庭・地域・関係機関等の相談機能の充実・整備が不可欠
- 児童生徒だけでなく、教職員・保護者・地域住民が当事者意識 (いじめを自分たちの解決課題として捉えるモチベーション)をもつことが不可欠

3 いじめ対応事例と未然防止

いじめの四層構造 (1997森田洋司 調査)



(1) いじめ対応の事例



組織が機能している事例

「いじめ対策・不登校児童生徒支援ガイド」(平成30年3月大分県教育委員会)を活用し、チェックを行っている事例

- 毎学期はじめの職員会議で、全職員に「いじめ対策・不登校児童生徒支援ガイド」を持参させ、チェックページで確認を行い、意識付けを行っている。
- 先入観を払拭することで、「いじめ見逃しゼロ」に結びついている。
- 気になる生徒状況を、全教職員で共有できることから、あたたかく生徒を見守ることができている。

不適切な事例

- 金曜日放課後、クラス担任が情報提供生徒と面談。被害生徒がいじめられているという情報を得た。
- 翌週の月曜日、被害生徒から聴き取りいじめの内容を確認。被害生徒は「**誰にも言わないでください**」と要望。
- クラス担任独自の判断で、ホームルームで人を思いやる気持ちについて担任が講話。
- 10日経過した後から被害生徒が登校できなくなる。理由は以前にも増していじめが激しくなったとのこと。
- 保護者が、管理職に「子どもが、いじめられているのに、学校はどうなっているんだ!」と言ってきたが、何の事案か知らなかった。
- ようやく、学校いじめ対策委員会で対応することとなった。

担任による事案の抱え込み

担任は、「いじめがある」情報を把握できているが、児童生徒から「誰にも言わないでください」「先生だけに話します」と約束を迫られる場合がある。

なぜ、学校いじめ対策委員会への報告が遅くなってしまったか

考えられる要因

- ① 約束や信頼関係を失いたくないことから、その処理をどのようにすればよいか躊躇してしまっただから
- ② 担任自身が、経験則でクラス集団への働きかけにより、解決を図ろうとするから
- ③ 担任自身が、いじめの確証を得てから報告しようと様々なアプローチを繰り返していく内に、報告するタイミングが遅くなってしまうから

では、どのような対応が考えられるのか

- 個人で判断せず、管理職や学年主任に、被害児童生徒からいじめの事を「誰にも言わないで欲しい」と言われていることを報告・連絡・相談する。
- つらい気持ちを話してくれたことに、「よく話してくれたね。ありがとう」など肯定的表現から導入し、「私だけでなく、他の先生たちみんなで、どうしたらよいかを一緒に考えさせてくれないかな？」と自分一人では良い知恵が浮かばないことや、行動できないことから、他者に相談することについて、丁寧に説明することが大事である。
- あなたを守ることに必ずつながることを道筋や展望を示しながら、安心感を持たせて、説得ではなく説明を行う。

(2) 児童生徒の声より

チェック☑

- いじめを訴えた時に、みんながいる前で「●●職員室に来なさい」と言われると嫌だ。
- いじめが発覚した時、クラスみんなの前で、「クラスでいじめがあった」なんて言わないで欲しい。
- 呼び出す時に、みんなにバレないようにして欲しい。
- 親に心配かけたくない。
- 休み時間に先生達に見て欲しい。隙間時間が怖い。
- 相談する事は、とても勇気のいることと知って欲しい。
- いじめられていると、まわりの人に知られたくない。
- 「大丈夫」と聞かれたら、「大丈夫」って答えてしまう。
- 「笑っているから」大丈夫と思わないで。



(3) いじめの未然防止

ポイント いじめ対策の基本は、児童生徒全員を対象とした未然防止が重要

- ◆ 早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

いじめを減らしていく上で成果を上げているのが、

「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組

いじめが起きにくい学校風土・学級風土

多くの児童生徒がいじめの被害のみならず、加害にも巻き込まれている事実立ち、些細な行為が深刻ないじめへの簡単に燃え広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす「居場所づくり」の発想の取組



- 「児童生徒が安心できる」、「自己存在感や充実感を感じられる」、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくり

いじめに向かわない児童生徒

多くの児童生徒がいじめ加害を行った体験があるという事実立ち、児童生徒ひとりひとりが「いじめなんて、くだらないよね」と言えるように育つことを促す「絆づくり」の発想の取組



- 主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒が感じ取れる絆づくり

(4) 人間関係づくりプログラムの普及啓発

児童生徒同士の良好な人間関係を構築し、いじめ・不登校をうまない魅力ある学校づくりに向けた取組の推進

短時間・継続的に実施可能な人間関係づくりプログラムの推進

人間関係づくりプログラムとは

ペアやグループでの話し合いを通して、他者理解や自己理解を促し、自尊感情を高めるための構成的グループエンカウンターや人と関わる力を育むソーシャルスキルトレーニングを集中的にグループで行う活動



現状

- 児童生徒の良好な人間関係を築く取組が不十分
- いじめの認知件数の増加、不登校出現率の増加
- 大分県版「人間関係づくりプログラム」(小・中・高校編)は策定されているものの、全教職員に普及されていない

具体的取組

- 短時間・継続的(10分間・週1回程度)に実施可能な人間関係づくりプログラムの推進
- 人間関係づくりプログラム実践ガイドを全公立学校へ配布

期待される効果

- ① 魅力ある学校づくりの促進
- ② いじめの認知力の向上や早期解決、新規の不登校出現数の減少
- ③ 教職員の学級経営力の向上

令和元年度

調査研究指定校 小中4校で実施
(県教育センター)

令和2年度

小・中学校
地域児童生徒支援コーディネーター配置校
22校で実施

高等学校
実践研究モデル指定校4校で実施

構成的グループ・エンカウンター

- エンカウンターとは、「心と心のふれあい」で本音の交流という意味。
- エクササイズを通して人間関係を円滑にすることを目的とする体験学習の一つであることから「人間関係づくり体験学習」とも言われている。
- 各種エクササイズを行いながら心と心のふれあいを深め、自己の成長を図ることをねらいとしている。

互いの良さを認めあう活動
自己理解・他者理解
所属感の高まり

ソーシャルスキル・トレーニング

- 対人関係を円滑に運ぶための知識とそれに裏打ちされた具体的な技術やコツを身に付けるためのトレーニング。
- 社会生活上の望ましい思考・判断や言動の仕方を習得するため、主に、基本的な生活習慣に関するもの（日常生活スキルトレーニング）と、対人コミュニケーションに関するもの（対人関係スキルトレーニング）とで構成される。

傾聴スキル向上
学級での人間関係づくりのスキル向上

調査研究校での児童生徒や 教職員の声



児童生徒の声

日頃あまり話さない友だちと話すことができ、相手の知らない部分を知ることができた。

仲良しでない人とのグループづくりへの抵抗が減った。普段目立たない児童生徒が表に出ることもあった。

教職員の声

